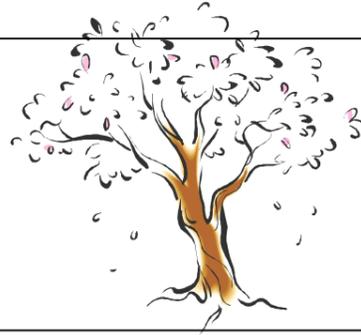


# 越後山伏



第3号

発行日：平成18年4月18日発行  
和光市越後山土地画整理組合  
住所：和光市広沢1-5  
TEL：048-462-2611  
FAX：048-450-1545

## 理事長挨拶

和光市越後山土地画整理組合  
理事長 神杉一彦

春の息吹を感じる今日この頃ですが、組合員の皆様におかれましては如何お過ごしでしょうか。

また、日ごろから、事業の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新年度となり、事業も2年目を迎えました。過日の総代会において、新年度予算も議決され、いよいよ本番のスタートと感じています。昨年の組合事業認可は2箇所だけと聞いており、和光市内外より注目を集めています。住んで楽しい、安全で安心して暮らせる、ふるさとの街づくりを目指して役職員一同努力してまいりますので、皆様の変らぬご協力を御願い申し上げますとともに、ご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

## 第2回総代会が開催されました

去る、3月29日午後7時より、組合事務所会議室にて第2回総代会が開催されました。和光市建設部長をはじめ、多数の来賓の出席をいただき、総代総数13名のうち、12名の出席にて、下記議案が無事決定しました。

### 議案第4号

和光市越後山土地画整理組合平成17年度収入支出補正予算(第1号)について

#### 【説明】

17年度予算の補正は収入支出それぞれ当初予算より295,060円を増額補正しました。

主な内容は以下の通りです。

当初、準備委員会からの繰越金は17年度予算の前年度繰越金として計上していましたが、和光市と協議し、寄付金扱いで増額し雑入としました。

總會のお祝い金による収入を増額しました。

事務所の、光熱水費や車両等のリース代金が当初6ヶ月で予定していましたが、事務所の稼働にあわせ、3ヶ月分となった事での減額です。

の減額分は、予備費を増額し18年度へ繰り越します。



### 議案第5号

和光市越後山土地画整理組合平成18年度収入支出予算について

#### 【説明】

平成18年度予算は、収入の部では和光市からの補助金と金融機関からの借入金が必要な財源となります。支出の部については、道路築造費(上下水道工事等含む)と、調査設計費が必要な支出となります。

#### 【下表参照】

収入の部

(単位：千円)

款	項	本年度予算
1 補助金		300,001
	1 国庫補助金	1
	2 市補助金	300,000
2 保留地処分金	1 保留地処分金	1
3 借入金		196,001
	1 長期借入金	196,000
	2 一時借入金	1
4 雑収入		2
	1 預金利息	1
	2 雑入	1
5 繰越金	1 前年度繰越金	6,997
収入合計		503,002

支出の部

(単位：千円)

款	項	本年度予算
1 工事費		140,500
	1 本工事費	127,500
	2 雑工事費	13,000
2 補償費		18,001
	1 移転補償費	10,000
	2 損失補償費	8,000
	3 移設費	1
3 委託費	1 委託費	312,660
4 会議費	1 会議費	180
5 事務所費		20,359
	1 報酬	4,160
	2 諸手当	100
	3 旅費	6,749
	4 営繕費	500
	5 需用費	2,799
	6 備品費	500
	7 借上料	3,148
	8 保険料	120
	9 委託料	353
	10 雑費	1,930
6 借入金		6,201
	1 借入金償還金	1
	2 借入金利子	1
7 予備費	1 予備費	5,100
8 繰越金	1 繰越金	1
支出合計		503,002

借入の部

(単位：千円)

借入の目的	借入限度額	利率
組合運営費	196,000	年利3%以内

道路築造（上下水道工事等含む）は、下の工事予定箇所図の通り、4路線を予定しています。また、調査設計費については、測量作業等がありますが、現在行われている主な測量として、街区確定測量、路線測量等が中心となります。

街区確定測量とは、事業計画の設計図で示される公共施設用地（道路等）についてその位置を定め、これを現地にあらわし、公共施設用地（道路等）を決定する事です。

路線測量とは、街区確定測量により決定した公共施設用地（道路等）に20m間隔で道路幅の中心にくいを設置し、そのくいごとに、細かな測量を行い、工事を施行するために必要な図面を作成することです。

来年度以降、国の補助金をいただけるようにまちづくりの基本的な考えをまとめる業務や、申請書類の作成業務を行います。

設計業務としては、今年度工事に着手する予定ですので、それらに必要な設計業務を発注します。



## 議案第6号

定款の変更について

【説明】

現在定款に記載されている事務所の所在地を下記の通り変更いたします。

変更前	和光市広沢1番5号（和光市役所）
変更後	和光市南一丁目20番34号

## 議案第7号

評価員の選任について

【説明】

本組合定款第67条第1項の規定に基づき、評価員を選任するものです。組合員から3名、有識者から2名を下表の通り選任しました。

	氏名	自治会名等
組合員	中村幸夫	白三越後山自治会
組合員	新坂嘉一	緑自治会
組合員	富岡喜一郎	地区外居住者
有識者	資産税担当者	和光市総務部課税課
有識者	仲野文孝	不動産鑑定士

なお、資産税担当者は、職責でお願いしています。



## 組合よりお願いとお礼



### （1）開発や建築はちょっと待ってください！

土地地区画整理法第76条【建築行為等の制限】

組合では、組合設立以降、一日でも早く皆さんが新しいまちで土地利用できるように、事業を進めています。そのためには皆さんに、お願いがあります。それは、皆さんの土地での開発や建築、切土盛土による造成工事を、仮換地が指定され、皆さんの仮換地が決まるまで、少しの時間待ってほしいのです。移転などの工事が多くなると、事業が遅れたり、事業費が増大し、結局皆さんの負担（減歩）が計画より増えてしまう恐れがあるからです。

### （2）土地や建物の権利変動等については

組合へお知らせ下さい！

組合では、土地や建物の権利関係の最新情報を、換地設計を行う上で、把握しておく必要があります。相続や、土地・建物の売買等で、権利に変動が生じた場合は組合へお知らせ下さい。（組合事務所に所定の届出用紙が備え付けてあります）

### （3）『第1回土地利用意向調査』実施のお礼

1月20日から実施しました、『第1回土地利用意向調査』につきまして、皆様のご協力をいただき無事、調査を終了いたしました。聞き取り調査の実施割合は94.5%でした。お礼を申し上げます。調査結果については、今後の取組みに反映させていただきます。また、皆様からお聞きした意向については、組合としての考え方を整理し皆様にそれぞれお伝えする予定です。

なお、皆様の土地利用の意向は公表できませんが、今後の地区全体の街づくりに関する意向等のご意見については、あらためてお知らせします。

### お知らせ

#### 航空写真を・・・

組合事務所に、3月15日に撮影した航空写真を掲示しています。お気軽にお立ち回りのうえ、ご覧下さい。

#### 地域情報

4月29日11時より、とうもろこしの種まきイベントを開催するそうです。場所は、以前市民農園だった場所の近くです。お気軽に参加してください。

問い合わせ：(株)平成都市計画研究所 450-0611 担当：宮寄

### 道路施行予定箇所図

